

平成31年度全国学力・学習状況調査

結果分析の概要

寒川町教育委員会

令和元年12月

目次

はじめに	寒川町教育委員会の姿勢 ～変わらずに大切なこと～	・・・ 2
1. 子どもたちを支える環境づくり		
～学校と保護者との協力～		
	◇基礎基本的な生活習慣について	・・・ 5
	◇教師と子どもの信頼関係について	・・・ 9
	◇家庭での会話によって育まれること	・・・ 11
2. 資質・能力を育むための授業づくり		
	～「主体的・対話的で深い学び」の授業改善～	・・・ 13
	◇資質・能力を育むために	
	・調査結果 国語	
	・調査結果 算数・数学	
	・調査結果 英語	
	◇「考え」を発信する場や機会をもつために	・・・ 23
3. 今後に向けて		
	～今までも大切にしていたこと、これからも大切にすること～	
	◇家庭で育まれていること、これからも育てほしいこと	・・・ 32
	◇学校で育まれていること、これからも育ていくこと	
	◇授業改善を通して育まれていること、これからも育ていくこと	

寒川町教育委員会の姿勢 ～変わらずに大切なこと～

全国学力・学習状況調査は平成 25 年度から、全国全ての小学校、中学校を対象に調査が行われてきました。平成 31 年度の調査の目的は次の通りです。

【調査の目的】¹

- 学力や学習状況を把握して、分析すること
- 教育施策の成果と課題を検証して、その改善を図ること
- 学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てること*
- 教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立すること。

これとともに、変わらないこととしては、

【調査結果の取り扱いに関する配慮事項】²

- 本調査の目的や、調査結果が学力の特定の一部であること
- 序列化につながる取組が必要であること

この部分について、平成 31 年度の全国学力・学習状況調査に関する実施要領でも、

【調査結果の取り扱いに関する配慮事項】³

- 調査により測定できるのは学力の特定の一部であること
- 学校における教育活動の一側面であること
- 序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮すること

この調査で分かることは学力の特定の一部であること、この調査結果を受けて、序列化や過度の競争が生まれぬよう配慮することが求められています。

○ 「全国学力・学習状況調査に関する実施要領」については、以後「実施要領」とする。

1【調査の目的】 義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。（平成31年度 実施要領より）

2【調査結果の取扱いに関する配慮事項】 調査結果の公表にあたっては、本調査の目的や、調査結果が学力の特定の一部であることなどを明示するとともに、序列化につながる取組が必要。（平成 25 年度 実施要領より）

寒川町教育委員会では平成 31 年度についてもこのことをしっかりと受け止め、全国学力・学習状況調査を次のように取り扱い、寒川町の教育のより一層の発展を目指していきます。

【寒川町教育委員会として】^{3・4}

- 序列化や過度な競争が生じないように配慮します。
(調査結果については、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行いません。)
- 学力の特定の一部、教育活動の一側面であることに十分に留意します。
(他の市町村や過去の結果との数値のみの比較に終わらず、平均正答数や平均正答率の現状についてしっかりと受け止めていきます。)
- 調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表します。
- 調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策を示していきます。
- 調査結果の分析内容や改善方法については、寒川町ホームページに掲載するだけでなく、家庭版学校教育だより等で家庭への発信をし、家庭とともに学習について考えていきます。

また、次のことを踏まえて分析をしていきます。

【分析をする上での留意点】

- 学校での教育実践と調査結果との関わりについて検証していきます。
- 「これまでに取り組んで『強み』になったこと」を成果としています。
- 「これまでも取り組んできて、これからも取り組んでいきたいこと・より重点的に今後取り組みたいこと」を課題とします。
- 寒川町の児童・生徒やその保護者の取り組み、また、教職員の教育実践の方向性について、新学習指導要領やこれから求められる力と関連付けていきます。

3 【調査結果の取扱いに関する配慮事項】「調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。」「調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。」(平成 31 年度実施要領より)

4 【調査結果の活用】(ア) 各教育委員会、学校等においては、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。(ウ) 各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。(平成 31 年度実施要領より)

～学びの主役は子ども～

来年度から全面実施される新学習指導要領では、「知識伝達型授業から、アクティブ・ラーニング型授業への転換⁵が図られ、教員が「何を教えるか」から児童・生徒を主語にした「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」に視点が変わります。つまり、児童・生徒が学びの主役となり学習を進めることが求められています。

児童・生徒たちが主体的な学びを追究していくためには、子ども自身が課題を見だし、見通しを持って授業に取り組めるような教師の工夫や努力が必要です。また、対話的な学びを深めるためには、自分の考えを友達に伝えたい・話したいと思わせる場の設定や、有意義な話し合いをするための教師の働きかけや、子どもたちが行っていることの価値づけが大事となってきます。さらに、深い学びを追究していくためには、教科特有の見方・考え方を働かせて、教科の本質に迫る授業を構想する必要があります。このような日々の授業の積み重ねによって、子どもたちに、「生きる力」⁶を育むことができます。

寒川町では、新学習指導要領の趣旨に則り、「主体的・対話的で深い学び」の授業改善の実現に向けて取り組んでいます。この取り組みの成果の一部は、児童質問紙調査や生徒質問紙調査の結果に表れています。

これまでの寒川町の取り組みでは、児童・生徒の努力、保護者の支え、地域の協力、学校における授業改善の実現によって、着実に積み上げられてきています。

全国学力・学習状況調査の結果を学力の一部として真摯に受け止め、学校、地域、家庭が、子どもたちの未来のために一緒になって取り組んでいきたいと考えております。

5【知識伝達型授業から、アクティブ・ラーニング型授業への転換】生涯にわたって学び続ける力、主体的に考える力を持った人材は、学生からみて受動的な教育の場では育成することができない。従来のような知識の伝達・注入を中心とした授業から、教員と学生が意思疎通を図りつつ、一緒になって切磋琢磨し、相互に刺激を与えながら知的に成長する場を創り、学生が主体的に問題を発見し解を見いだしていく能動的学修（アクティブ・ラーニング）への転換が必要である。（平成24年8月答申）

6【生きる力とは】今回の改訂においては、情報化やグローバル化といった社会的変化が、人間の予測を超えて加速度的に進展するようになってきていることを踏まえ、複雑で予測困難な時代の中でも、児童・生徒一人一人が、社会の変化に受け身で対応するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、自らの可能性を発揮し多様な他者と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となることができるよう、教育を通してそのために必要な力を育んでいくことを重視している。（新学習指導要領解説総則編より）